

序論

○ガイドライン策定の背景

地球の悠久の歴史の中で育まれてきた多種多様な生物は、それぞれが個性を持つと同時に様々な関係でつながっており、そのような生物多様性から生まれる恵みは、過去から現在の世代に引き継がれてきたように、将来の世代に継承されるべきものです。また、日本は世界の資源に大きく依存しているため、国内のみならず海外の生物多様性についても考慮していく必要があります。

生物多様性を保全し、自然の恵みを将来にわたって享受できる「自然共生社会」を構築するためには、国民、事業者、その他民間の団体、地方公共団体、国といった様々な主体が生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取組を進めていかなければなりません。また、「自然共生社会」の構築は、地球温暖化問題に対応した「低炭素社会」や資源の採取や廃棄に伴う環境への負荷を最小にする「循環型社会」の構築とあいまって、「持続可能な社会」を創ることにもつながるものです。特に、事業者はその活動を通じて国内外の生物多様性と関わり、また、製品やサービスを通じて消費者である一般市民と生物多様性との関わりに関与していることから、社会の一員として重要な役割を担っています。

環境省では、生物多様性条約の民間参画に関する決議や、生物多様性基本法、第3次生物多様性国家戦略を踏まえ、国民の生物多様性に対する理解を深め、国、地方公共団体、事業者、国民及び民間の団体といった多様な主体が参画・連携し、生物多様性に関する取組を推進するための施策を展開しており、本ガイドラインは、その一環となるものです。その他の施策としては、例えば、地方公共団体には生物多様性地域戦略の手引き、国民向けには国民の行動リストの策定を予定しています。

国際的には、生物多様性条約の第8回締約国会議(COP8)において、初めて民間参画に関する決議がなされるなど、民間事業者の生物多様性に関する取組への参画が期待されています。

○ガイドラインの目的

本ガイドラインは、事業者による生物多様性に関する活動への参画を促すことを通じて、生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することを目的としています。また、このような取組を通じて、生物多様性のもたらす恵みを人間が将来にわたり享受でき

るような自然共生社会の実現に貢献することが期待されます。

特に、今回のガイドラインでは、事業者における生物多様性に関する認識や活動がまだ限定的である現状を踏まえて、生物多様性の保全と持続可能な利用に係る認識を高めること、事業者が生物多様性に関する取組を前向きに捉え、積極的に取組を進めることに寄与すること、事業者と多様な主体との連携活動の発展にも資することを目的としています。

なお、本ガイドラインは法律の義務規定の詳細を定めるような規制的なものではなく、生物多様性基本法の責務規定等に基づき、事業者が自主的に取り組む際の指針等を提供するものです。

また、生物多様性条約の3つの目的、①生物多様性の保全、②生物多様性の構成要素の持続可能な利用、③遺伝資源の利用から得られる利益の公正かつ衡平な配分のうち、3番目の目的に関して生物多様性条約の場で議論が行われている「遺伝資源へのアクセスと利益配分(ABS)」に関連する事項については、「遺伝資源へのアクセス手引き」((財)バイオインダストリー協会、経済産業省)を参照ください。

○ガイドラインの内容・性格

このガイドラインは、多くの業種に共通する一般的なガイドラインとなっており、「第Ⅰ編 現状認識の共有」、「第Ⅱ編 指針」、「参考編 実践のためのヒント」から構成されています。「第Ⅰ編 現状認識の共有」では、生物多様性の重要性や、事業者と生物多様性との関わり等について説明しています。「第Ⅱ編 指針」では、取組の指針、考え方等に関する情報を提供しています。「参考編 実践のためのヒント」では、取組を実施する際の参考になるような、具体的な事例や事業者の活動の主な場面別の取組等の情報を掲載しています。

○ガイドラインの見直しについて

このガイドライン第1版は、現段階での知見等をもとにまとめた「はじめの一步」としてのガイドラインであり、今後、生物多様性の状況や、国際的な取組の進展、社会的な理解や知見の集積、事業者の認識・取組の熟度の高まり等に応じて、ガイドラインそのものも段階的に発展(改訂)していく予定です。

○ガイドラインの対象

本ガイドラインは、事業者、国民、民間の団体、地方公共団体、国といった主体の中で、事業者を対象としています。中でも、初めて生物多様性に関する取組を行おうと考えている事業者の実務担当者に参考となるような情報を盛り込んでいます。また、経営者層を主な対象とした要約(エグゼクティブ・サマリー)を冒頭に設けています。なお、既に生物多様性に関する取組を行っている事業者についても、その取組の見直し等の参考となる内容としています。

なお、このガイドラインでは、「事業者」を大企業、中小企業、組合等各種法人事業者、個人事業者等も含んだ概念として使用しています。

○効果的な使い方

これから生物多様性に係る取組を始める事業者においては、基礎知識・情報を得て効果的・効率的に取組を進めるための参考書として本ガイドラインを活用していただくことを期待しています。

また、既に取組を始めている事業者も、ここで示された多様な視点から、自らの取組が適切な方向に向かっているか点検・確認し、より良い内容に見直すためのきっかけとして活用されることが期待されます。

本ガイドラインは、様々な規模、業種、立地、事業内容、組織形態、活動実態、活動場所(国内、国外)等の特性を持った事業者を対象としています。事業者の実情は当然のことながら大きく異なっていますので、その実情に応じて、その特性を活かすように本ガイドラインを部分的に活用していただくことも想定しています。

事業者以外に、事業者と連携する様々な主体(地方公共団体、研究者、NGO/NPO等)や、その他の主体においても、事業者の活動に関する理解を深めるために、本ガイドラインを役立てていただければ幸いです。

○事業者の環境管理システム等との関係

本ガイドラインは、以下の図に示すように、事業者の環境管理システム等を、生物多様性分野の活動について補強、支援するものと位置づけられます。

